

皆さんの生活に関することについてのお知らせです。

国民年金の保険料は「所得控除」の対象になります

栃木社会保険事務所
☎0282(22)6074

国民年金の保険料は、納付した全額（平成19年1月から12月までに納めた保険料）が「社会保険料控除」に該当し、「所得控除」の対象になります。この中には、ご自身の保険料だけでなく、配偶者や家族のために納めた保険料も含まれます。年末調整や確定申告の手続きをされる場合、国民年金保険料納付を証明する書類の添付などが義務付けられていますので、ご注意ください。

国民年金保険料納付を証明する書類は、社会保険庁から送付された「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)や領収証書をお使いください。

また、もし控除証明書を紛失してしまった場合には、栃木社会保険事務所にご連絡いただければ再発行します。

佐野市保健医療計画に関するパブリック・コメントの実施

健康増進課 ☎(24)5770

市民が健康で生きがいのある心豊かな生活を送り、安心して適切な医療を受けることができるよう、保健・医療・福祉が一体となったサービスを提供するための方針と

して、「佐野市保健医療計画」の策定を進めています。このたび、素案をまとめましたので、パブリック・コメントを実施し、皆さんのご意見を募集しています。

▼公表する資料 佐野市保健医療計画（素案）

▼資料の閲覧場所・時間 情報公開窓口（本庁舎1階）、田沼行政センター（田沼庁舎1階）、葛生行政センター（葛生庁舎1階）、健康増進課（佐野市保健センター）、田沼保健センター、葛生あくど保健センター 午前8時30分～午後5時30分（土・日曜日、祝日を除きます）

※市のホームページ（<http://www.city.sano.lg.jp>）からも資料の閲覧ができます

▼募集期限 12月12日(水) 必着

▼提出方法 閲覧場所に備え付けの意見記入用紙に必要事項を記入のうえ、健康増進課へ直接、または郵送（〒327-0003 佐野市大橋町2042）、FAX（☎(24)5701）、電子メール（shokensenta@city.sano.lg.jp）で提出してください

※電話による意見の受け付けはしません。なお、記入用紙は市のホームページからもダウンロードできます

○ご意見の取扱い お寄せいただいたご意見は、それに対する市の考えとともに整理したうえで、

後日意見の募集結果として市のホームページなどで公表させていただきます。なお、その際には住所、氏名などの個人情報も除き、ご意見の概要のみを公表させていただきます。また、個々のご意見に対しては直接の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください

地震に備えて 耐震診断・耐震改修を

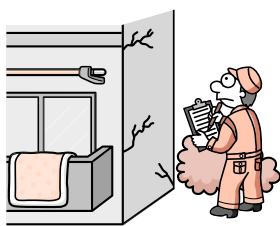
建築指導課 ☎(61)1167

先の新潟県中越沖地震では、1000棟以上の建物が全壊し、多くの建物が損壊しました。皆さんの建物の安全性への関心も高まっていることと思います。

市では、住宅の耐震診断や改修を行った場合に、一定割合の補助をする制度があります。

詳しくは、建築指導課へ直接、または電話でお気軽にご相談ください。

また、ご希望があれば、町会や文化サークルなどの集まりの際に職員がうかがって制度の説明を行います。



特設人権相談所を開設します

人権推進課 ☎(20)3011

毎日の暮らしの中での人権についての困りごとや心配ごとについての相談所を開設します。

秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

▼日時 12月7日(金) 午後1時30分～4時

▼会場 隣保館（赤坂町）
▼相談員 人権擁護委員、法務局職員

標準営業約款制度 Sマークをご存じですか

交通生活課 ☎(61)1159

理容店、美容店、クリーニング店、めん類飲食店、一般飲食店のお店選びは、厚生労働大臣認可のSマーク登録店しましょう。

Sマーク登録店は、事故が発生した場合の賠償の実施

・施設の実施
・工事やサービスの内容



厚生労働大臣認可

※詳しくは、(財)栃木県生活衛生営業指導センター（☎028162512660）へお問い合わせください

児童手当の手続きを 忘れていませんか

子育て支援課 ☎(20)3023
児童手当は小学校6年生(12歳到達後の年度末)までの児童を養育している方に支給されます。昨年4月には所得制限限度額も大幅に引き上げになり、より多くの保護者の方に支給されるようになりました。まだ手続きをされていない方はご相談ください。なお、申請が認定されると、申請した翌月分から手当てが支給されます。

また、公務員の方は職場で申請してください。

▼手続きに必要な物 申請者(保護者)の印鑑、通帳(郵便局以外のもの)、健康保険証

※平成19年1月1日以降に佐野市に転入した方や、市外在住の子さんのいる方はお問い合わせください

▼受付場所 子育て支援課(本庁舎2階、田沼・葛生総合窓口課)

暮らしに役立つ 「県民手帳」

政策調整課 ☎(20)3001
栃木県統計協会が発行する平成20年版県民手帳を販売します。

▼販売期間 11月19日(月)～12月28日(金)(土・日曜日、祝日は除き)

ます)

※11月中にお求めを希望される方は、入荷が未定ですので電話でご確認からお越しください

▼販売場所 政策調整課統計係、田沼・葛生行政センター

▼販売時間 午前8時30分～午後5時30分

▼規格・価格(消費税を含む)
・大型判(縦15センチ×横8.5センチ) ¥520円
・ポケット判(縦12センチ×横7.5センチ) ¥370円

※在庫に限りがありますので、お早めにお求めください

小規模企業共済制度、 経営セーフティ共済のご案内

商工課 ☎(61)1192

○小規模企業共済制度
個人事業主または会社などの役員の方が事業をやめたり退職した場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく国がつくった共済制度で、いわば「小規模企業の経営者のための退職金制度」といえます。

この制度の特徴は、掛金は全額所得控除の対象になることです。受け取る共済金も退職所得扱い、または公的年金などの雑所得扱いとなります。

○経営セーフティ共済
(中小企業倒産防止共済制度)
取引先の突然の倒産が原因で、

経営悪化の危機に直面してしまつたときに資金を借入れることができる制度で、中小企業を守るために国がつくった共済制度です。

無担保・無保証人で、積み立て掛金の10倍の範囲内(最高3200万円)で被害額相当の共済金が借入れ可能。毎月の掛金も税法上、必要経費または損金に算入できます。

※詳しい内容のお問い合わせと加入申込みは、商工会、商工会議所、青色申告会(小規模企業共済制度のみ)、金融機関の本店の窓口で取り扱っています。

制度の運営は、独立行政法人中小企業基盤整備機構(☎03-5470-1154)が行っています

運転免許更新時講習と 高齢者講習(12月)

○安佐教習所 ☎(22)0965
▼更新時講習 1日・8日・15日(違反者)、22日(初回)午後3時～5時

▼高齢者講習 毎週火曜日～金曜日 午前9時～正午(水・金曜日を除く)、午後1時～4時(要予約)

○中央教習所 ☎(23)7171
▼更新時講習 7日・21日(違反者)、14日(初回) 午前10時30分～午後0時30分

▼高齢者講習 毎週月曜日・火曜日

日・木曜日(25日・27日・31日を除く)午後0時30分～3時30分(要予約)

シルバー人材センター 刃物研ぎ

シルバー人材センター
☎(23)7765
▼日時 11月28日(水) 午前9時～午後4時

▼会場 犬伏地区公民館

内容	金額	備考
菜切り包丁	300円	刃こぼれ、錆落としのある物は金額に左記金額～300円増しになります
刺身出刃包丁	400円	
小鋏	200円	
裁ち鋏	500円	
剪定鋏	600円	
刈り込み鋏	600円	

○大橋シルバークラザ 毎月第2水曜日 午前9時～午後4時(1月と8月は除きます)
○田沼事業所 随時受け付け
○葛生事業所 毎月第2火曜日 午前9時～11時

今月の納税

収納課 ☎(20)3010
11月は国民健康保険税第5期の納期です。
忘れずに納めましょう。